

●条例第3条ただし書き認定基準（建指第849号平成12年9月19日）

茨城県建築基準条例第3条のただし書きの取り扱いについて（通知）

条例第3条第1項第2号又は第3号の規定にかかわらず下記の要件に適合しているものは、条例第3条1項ただし書きによる認定を行うものとするので、今後この審査にあたっては、十分留意するよう通知します。

- ① 申請地は、建築基準法第3章の規定が適用される以前から、建築物の敷地として利用されていること。
- ② 現状の路地状部分の幅員は、2m以上確保されていること。
- ③ 建築物の用途は、専用住宅又は兼用住宅であること。
- ④ 増築又は改築後の延べ面積は、300㎡以下であること。ただし、付属建築物は除く。
- ⑤ 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の延焼の恐れのある部分は防火構造とし、屋根にあつては、不燃材料で造るか又は葺かれていること。
- ⑥ 容積率及び建ぺい率の算定は、路地状部分を除いた敷地面積で適合していること。